

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号口該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年） 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
建築士法	37 1級建築士	7	7				7		7	7								7											
	38 2級建築士	7	7				7		7										7										
	39 木造建築士		7																										
技術士法	41 建設・総合技術監理（建設）	7			7		7			7	7									7								7	
	4A 建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	7			7		7			7	7								7										
	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7			7		7			7	7	7							7								7		
	4B 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	7			7		7			7	7	7							7										
	43 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7			7																								
	4C 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	7			7																								
	44 電気電子・総合技術監理（電気電子）								7											7									
	45 機械・総合技術監理（機械）																			7									
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										7								7										
	47 上下水道・総合技術監理（上下水道）										7																7		
	48 上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）									7										7							7		
	49 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7			7										7														
	4D 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	7			7									7															
	50 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																			7									
	51 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7			7															7									
	5A 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	7			7															7									
	52 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									7																			
	53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								7																		7		
	54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								7																	7		7	
電気工事士法	55 第1種電気工事士									7																			
	56 第2種電気工事士									7																			
電気事業法	58 電気主任技術者（第1種～第3種）									7																			
	59 電気通信主任技術者									7																	7		
電気通信事業法	35 工事担任者																										7		
	65 給水装置工事主任技術者									7																		7	
水道法	68 甲種 消防設備士																												7
	69 乙種 消防設備士																												7

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																																					
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解									
71	建築大工			7																																			
64	型枠施工				7	7																																	
6B	型枠施工（附則第4条該当）				7	7																																	
72	左官						7																																
57	とび・とび工							7																					7										
5B	とび・とび工（附則第4条該当）								7																														
73	コンクリート圧送施工								7																														
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）									7																													
66	ウェルポイント施工									7																													
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）										7																												
74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管											7																											
75	給排水衛生設備配管												7																										
76	配管（注1）・配管工													7																									
70	建築板金「タクト板金作業」													7	7			7																					
77	タイル張り・タイル張り工														7																								
78	築炉・築炉工・れんが積み															7																							
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工													7		7																							
80	石工・石材施工・石積み													7																									
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>														7																								
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）															7																							
83	工場板金																7																						
84	板金・建築板金・板金工（注4）													7				7																					
85	板金・板金工・打出し板金																	7																					
86	かわらぶき・スレート施工													7																									
87	ガラス施工																	7																					
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7																					
89	建築塗装・建築塗装工																	7																					
90	金属塗装・金属塗装工																	7																					
91	噴霧塗装																	7																					
67	路面標示施工																	7																					
92	曇製作・曇工																		7																				
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		7																				
94	熱絶縁施工																			7																			
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																				7																		
96	造園																				7																		
97	防水施工																				7																		
98	さく井																					7																	

※区分の後3年間のうちで合計4年以内に施工する場合に該当する者に係る施工年数は1年以

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

備考

- 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。
- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号口該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「5」…法第7条第2号口及び法第15条第2号口該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）

「6」…法第15条第2号ハ該当（同号口と同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督的実務経験）

「8*」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験3年＋2年以上の指導監督的実務経験）

「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験5年＋2年以上の指導監督的実務経験）

「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 1 該当		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
02	法第7条第2号 口 該当		5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3					3	3	3	3										3										
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号口と同等以上）		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
11	1級建設機械施工管理技士	9		9							9																				
1A	1級建設機械施工管理技士（附則第4条該当）	9		9							9																				
1F	1級建設機械施工管理技士補																														
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）			8																											
1B	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）			8																											
1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																														
13	1級土木施工管理技士	9		8	9	9	8		8	9	8	9	9	9	9	8	8	8	9	8	9	8	9	9	8	9	9	8	9		
1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	9		9	9					9	9	9	9	9	9	9				9											
1H	1級土木施工管理技士補			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
14	2級土木施工管理技士		土木		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
1D	2級土木施工管理技士		土木（附則第4条該当）		8	8																									
1J	2級土木施工管理技士補				8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
15	2級土木施工管理技士				8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
1K	2級土木施工管理技士補				8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
16	2級土木施工管理技士		薬液注入		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
1E	2級土木施工管理技士補		薬液注入		8																										
1L	2級土木施工管理技士補		薬液注入		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
20	1級建築施工管理技士			9	9	9	9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
2C	1級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）			9	9	9	9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			
21	2級建築施工管理技士		建築		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
22	2級建築施工管理技士		軽体		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
2B	2級建築施工管理技士		軽体（附則第4条該当）		8	8					8	8																			
23	2級建築施工管理技士		仕上	け	8	8	8	8	8		8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
2D	2級建築施工管理技士補		仕上	け	8	8	8	8	8		8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
27	1級電気工事施工管理技士										9																				
2E	1級電気工事施工管理技士補																														
28	2級電気工事施工管理技士																														
2F	2級電気工事施工管理技士補																														
29	1級管工事施工管理技士										9		8		8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
2G	1級管工事施工管理技士補															8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
30	2級管工事施工管理技士																8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
3A	2級管工事施工管理技士補																8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
31	1級電気通信工事施工管理技士																														
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																														
32	2級電気通信工事施工管理技士																														
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																														
33	1級造園施工管理技士										8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
3D	1級造園施工管理技士補										8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
34	2級造園施工管理技士										8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
3E	2級造園施工管理技士補										8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 滅

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工			8																										
64	型枠施工			8		8																								
6B	型枠施工（附則第4条該当）			8		8																								
72	左官					8																								
57	とび・とび工					8																							8	
5B	とび・とび工（附則第4条該当）					8																								
73	コンクリート圧送施工					8																								
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）					8																								
66	ウェルポイント施工					8																								
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）					8																								
74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管（注1）・配管工																													
70	建築板金「タクト板金作業」																													
77	タイル張り・タイル張り工																													
78	築炉・築炉工・れんが積み																													
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工																													
80	石工・石材施工・石積み																													
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）																													
83	工場板金																													
84	板金・建築板金・板金工（注4）																													
85	板金・板金工・打出し板金																													
86	かわらぶき・スレート施工																													
87	ガラス施工																													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																													
89	建築塗装・建築塗装工																													
90	金属塗装・金属塗装工																													
91	噴霧塗装																													
67	路面標示施工																													
92	曇製作・曇工																													
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表員工																													
94	熱絶縁施工																													
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																													8
96	造園																													
97	防水施工																													
98	さく井																													8

※等級の場合の資格登録の後3年以内に実験する場合、4月1日時点の資格登録は実験1年以上

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

備考

- 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

(注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

(注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

(注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

(注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

(注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。